

8 返還の免除^{めんじょ} (関係様式：15ページ)

次のような場合、申請により奨学金の返還を免除することがあります。

免除を希望する場合は、返還免除願（様式第14号：15ページ参照）に必要な事項を記入し、所定の証明書を添付して財団に提出してください。

(1) 死亡による免除

本人が死亡し返還ができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

①返還免除願（連帯保証人署名）

②（死亡した奨学生本人の）戸籍抄本、個人事項証明書等の公的証明書

※ 公的証明書類等はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

(2) 著しい障害による免除

本人が、著しい障害を受け労働能力を喪失した場合等、奨学金を返還することができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

この理由による申請を行う際は、事前に財団あてご相談ください。

①返還免除願（本人又は連帯保証人署名）

②医師の診断書（財団所定の用紙）

③身体障害者手帳等の写し

④その他、返還できない状況を証する書類